

のご紹介

～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- ◎父母が婚姻を解消した児童
- ◎父又は母が死亡した児童
- ◎父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ◎父又は母が生死不明の児童
- ◎父又は母が1年以上遺棄している児童
- ◎父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◎父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ◎婚姻によらないで生まれた児童
- ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、次のような場合は手当を受けることができません。

- ①児童が、
 - イ. 日本国内に住所がないとき
 - ロ. 児童福祉施設等又は、里親に委託されているとき
 - ハ. 母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）
- ②父母又は養育者が、
 - イ. 日本国内に住所がないとき

◆ 支給額（児童1人月額）

	～7年3月	7年4月～
全部支給	45,500円	46,690円
一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円

※児童2人目は月額11,030円、3人目以降は児童1人につき月額11,030円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止又は全部停止となります。

◆ 支給期日

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～ 特別児童扶養手当 ～

特別児童扶養手当は、精神又は身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

障害等級	～7年3月	7年4月～
1級	55,350円	56,800円
2級	36,860円	37,830円

※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

～ 障害児福祉手当・特別障害者手当 ～

障害児福祉手当は、精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設及び障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

区分	～7年3月	7年4月～
障害児福祉手当	15,690円	16,100円
特別障害者手当	28,840円	29,590円

※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。